

中種子町議会訓令第 1 号

中種子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める

令和 8 年 4 月 1 日

中種子町議会議長 迫田 秀三



中種子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

中種子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「第 19 条の 4 第 1 項第 5 号」を「第 19 条の 4 第 1 項第 4 号」に改め、同条第 16 号中「第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第 201 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程中第 3 条第 16 号の改正規定は公布の日から、第 3 条第 5 号の改正規定は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）の施行の日（令和 8 年 6 月 14 日）から施行する。